

仕事と生活の両立支援等にかかる勤務条件制度の改正について

1 改正理由

国家公務員及び民間における制度改正等を踏まえ、仕事と生活の両立支援の拡充等をするため、休暇制度等の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 子の看護休暇の改正
 - ・子の行事参加（入園式・入学式、卒園式・卒業式）等にも利用できるよう取得事由を拡大するとともに名称を子の看護等休暇に変更
- (2) 会計年度任用職員の子の看護等休暇、出生サポート休暇、短期介護休暇の改正
 - ・6ヶ月以上の任期又は継続勤務の取得要件を廃止
- (3) 超過勤務の免除の対象の改正
 - ・職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲について3歳未満から小学校就学前の子に拡大
- (4) 臨時の任用職員及び会計年度任用職員の病気休暇の改正
 - ・病気休暇の取得時の給与の取扱いについて、無給から有給とする。

3 施行時期

令和7年4月1日

ただし、2(3)については、国家公務員における改正の施行時期が上記と異なる場合は別途協議する。